

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第152号	
事故等種類	衝突（防波堤）	
発生日時	平成22年3月23日 21時40分ごろ	
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港 志布志港防波堤灯台から真方位171°1, 778m付近 (概位 北緯31°27.5′ 東経131°06.7′)	
事故等調査の経過	平成22年9月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第八海上丸 <sup>かいじょうまる</sup> 、440トン	
船舶番号、船舶所有者等	136398、有限会社大松海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船首外板に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、肥料約700tを積載し、船首約2.4m、船尾約4.0mの喫水で、志布志港沖を北西進中、平成22年3月23日21時40分ごろ、同港の沖防波堤東端に衝突した。 本船は、航行に支障がなかったので着岸して荷役を行い、通常の航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 南西、風力 1 海象：静穏、うねり 約2m、潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、志布志港沖を同港の沖防波堤東端の北側入口水路に向けて北西進中、適切な見張りを行わなかったため、沖防波堤に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、志布志港沖を同港の沖防波堤東端の北側入口水路に向けて北西進中、適切な見張りを行わなかったため、沖防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。	